

ニコニコ応援券

(玉野市地域応援商品券)

★取扱店舗について

- 本券は玉野市内の「ニコニコ応援券」取扱店舗でご利用になれます。
- 店頭には専用ポスターおよびミニのぼり旗の表示があります。
- 取扱店舗は表面右下のQRコードでご覧いただけます。
- 取扱店舗は随時更新につき、変更になる場合があります。

注意事項

- 本券の利用期限は2021年(令和3年)2月28日までです。
なお、期限を過ぎたものは無効となりますのでご注意ください。
- 本券は返品、現金との交換及び販売はできません。
- 本券はお釣りが出ません。
- 本券の盗難、紛失または滅失に対し、発行者はその責任を負いません。
- 偽造または模造、複製など不正行為によるものは法的処分の対象になります。

商品券で購入・支払いすることができないもの

- 出資、債務、振込手数料の支払い
 - 国・地方公共団体等への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、公営ギャンブル等)
 - 有価証券、金券、宝くじ、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、その他事業者が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等換金性の高いもの
 - たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
 - 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
 - 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
 - 特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - 商品の交換又は売買
 - 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ※ その他、定めのないものについては下記の玉野市商店団体連合会事務局に確認し、指示に従ってください

お問い合わせ

商品券発行について
上記以外のことについて

玉野市産業振興部商工観光課
玉野市商店団体連合会事務局

TEL:0863-33-5005
TEL:0863-21-2345

9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝日は定休日)

市民の皆様へ

「ニコニコ応援券」

(玉野市地域応援商品券)

ご利用終了のお知らせ

利用
期間

～2021年

2月28日(日)まで

この度、令和3年2月28日(日)をもってニコニコ応援券(玉野市地域応援商品券)のご利用はできなくなります。未使用の商品券の払い戻しはできませんので、ぜひ期限内のご使用をお願いいたします。

つきましては、お手元に対象の下記商品券をまだお持ちの市民の皆様は、令和3年2月28日(日)までにご利用いただきますよう、お願い申し上げます。



●取扱店舗

※取扱店舗は随時更新します。
ホームページでご確認ください。
<http://tamanocci.jp/>



※取扱店舗は変更になる場合があります。商品券をご利用の際は右上のQRコードをご覧になるか、下記問い合わせ先事務局にお確かめください。

お問い
合わせ先

商品券発行について

玉野市産業振興部商工観光課

TEL:0863-33-5005

上記以外のことについて

玉野市商店団体連合会事務局

TEL:0863-21-2345

9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日は定休日)